

令和4年第2回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年2月3日（木）13時30分から14時01分

2. 開催場所 香美市基幹集落センター2階大ホール

3. 出席委員（19名）

会長	19番 原 心一
会長職務代理	7番 森安 正
委員	1番 水田 義郎 2番 平山 則雄 3番 横山 実男 4番 森田 良彦 5番 岡田 修一 6番 堤 昭雄 8番 宗石 和彦 9番 西村 広幸 10番 西岡 久 11番 山崎 彰 12番 三木 克司 13番 上島 陽子 14番 鍵山 佳広 15番 小松 和啓 16番 三谷 富重 17番 山内 茂 18番 岡本 博臣

4. 欠席委員（0名）

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

- 第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 非農地証明願いについて
第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について
第4号 使用貸借返還通知報告について
第5号 農地法第5条の規定による届出について（報告）
第6号 香美市農用地利用集積計画について（諮問）
第7号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	川島 進
事務局次長	和田 小百合
事務局係長	川村 周作
農地主事	森本 宏
農地係長	公文 直樹

7. 会議の概要

議長

開会（13時30分）

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、ただ今より本日の会を開催したいと思います。今日は節分ということで、明日は立春ということです。段々春めいた季節になってこようと思います。ここ2~3日ちょっと曇りでですね、寒い日が続いておりますが、それぞれ皆さん方体調に十分注意していただきたいというふうに思ってますし、今日はですね、推進委員さんは欠席をいただきました。例のオミクロン株の関係ですね、非常に感染する人が増えておりまして、今回については委員のみで開催をしたいということにさせていただきました。ただ今回についてはあっせん案件がありませんので、まあいいかなあというふうなことで進めさせてもらっています。コロナが段々こう少なくなつてで

すね、終息をするようになっていってほしいという想いもしますが、皆さん方も十分に注意をしていただきたいと思いますのでよろしくお願ひをします。

ただ今より令和4年の第2回目の会議を進めてまいりたいと思いますのでお願ひを致します。

議案にちょっと修正がありますので後で説明させていただきます。本日は欠席者がおいでません。全員出席になってます。議事録の署名人には上島委員、三谷委員にお願いをしますのでよろしくお願ひ致します。なお、推進委員さんですね、報告案件がありますが、欠席のために事務局が説明を致しますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

それでは順次、会に入って行きたいと思いますので、よろしくお願ひを致します。最初に案件の修正をお願いをしたいと思います。

事務局	議案書の2ページをお開き下さい。 申請番号6番になります。地番のところがちょっと設定がおかしくなったみたいで、Februaryになつてますが、1958-2、これが地番です。今Februaryの58となつてますが、1958-2が正しい地番ですので訂正をよろしくお願ひします。この1件だけです。
議長	それでは議案に沿いまして進めてまいりたいと思います。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の説明をお願いします。
事務局	はい、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。 1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町杉田字サカエヤシキ260番、地目は田、面積は258m ² 、外1筆、計2筆で合計面積436m ² 、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は25,716m ² 、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、資料は1、10a当たり344,036円で総額150,000円です。 2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町京田字中京田970番、地目は田、面積は3,256m ² 、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は41,430.39m ² 、譲渡理由は相手方要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は2、10a当たり276,412円で総額900,000円です。 3番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町楠田字田中屋式3922番、地目は田、面積は2,083m ² 、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は6,637m ² 、譲渡理由は贈与(親族)、譲受理由は受贈(親族)、資料は3です。 4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町岩改字平961番1、地目は田、面積は982m ² 、外2筆、計3筆で合計面積1,132m ² 、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は130,014.88m ² 、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は4、10a当たり300,000円で総額339,600円です。 5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町岩改字平960番1、地目は田、面積は149m ² 、外1筆、計2筆で合計面積745m ² 、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は130,014.88m ² 、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は5、10a当たり300,000円で総額223,500円です。 6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は物部町大柄字仁井ヤ1958番2、地目は畑、面積は204m ² 、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は3061.61m ² 、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、資料は6、10a当たり100,000円で総額20,400円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いざれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議長 以上説明が終わりましたので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての質疑を行います。皆さん方、何かご質問はありませんか。

今度の久しぶりというとおかしいですけど、■さんが、また香北でですね、土地を取得して柵を植えると思います。たぶんこれ柵を植えるがやろう。十分に、香北の皆さん方にはですね、近隣の人とのいろんなことがないように、ちょっと注意をしていただきたいと思います。また隣接している農地の方にはですね柵を植えるという予定になっちゃうろうか、ちょっと注意をしよってねえというふうなことはお伝えをいただけたら、今までちょっとトラブルがあつておりますので、ひとつよろしくお願ひをしたいと思うわけです。

事務局 補足で。

議長 はい、川村さん。

事務局 すいません。補足で、会長さんからの柵の件で出た、4番と5番の案件ですけど、この現地はお互いで、行政書士さんにも同意書のことは確認もしましたら、この農地がお互いで、■さんと■さんとのお互いの隣接地なので同意は特に貰っていないんですけど、それから県道沿いにある家は■さんの家ですので、特に問題は無いということで事務局で判断します。

議長 わかりました。皆さん方他に何かご質問はありませんかね。

――質 疑 な し――

議長 格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

――異 議 な し――

議長 はい、それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の方の举手をお願いします。

――全 員 举 手――

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして、議案第2号、非農地証明願いについての説明をお願いします。

事務局 議案第2号 非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町横字ユミバ1029番2、地目は畑、面積は251m²、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は昭和39年に隣接地と共に購入し、居宅として一休利用している。調査員は宮地泰範推進委員で資料は7です。

2番、申請地は土佐山田町平山字龍ヶ瀧879番、地目は畑、面積は99m²、外1筆、計2筆で合計面積446m²、利用状況は山林、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は周囲が山林で40年以上前から畑として耕作していないので現在は山林となっている。調査員は三木委員で資料は8です。

3番、申請地は土佐山田町字新町丸471番6、地目は田、面積は123m²、外2筆、計3筆で合計面積389m²、利用状況は宅地、申請人は議案書の

とおり、非農地化した理由は、少なくとも42年前には住宅が建てられ、以後その住宅の敷地となり、現在に至る。調査員は西岡委員で資料は9です。

4番、申請地は香北町大東字コエタア423番2、地目は畠、面積は1,289m²、外1筆、計2筆で合計面積7,735m²、利用状況は山林、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は昭和45年頃、農地としての維持が困難になり、スギ、ヒノキを植林し、現在に至る。調査員は森安委員で資料は10です。以上です。

議長 はい、以上説明が終わりました。調査員より報告をいただきたいと思います。1番は事務局からちょっと報告させてもらいます。

事務局 はい、1番につきましては、資料7-1の航空写真を見ていただければ、その非農地にするところの周辺は、東西は宅地で南は太陽光になってまして、北は市道になってますので、周囲に農地がありませんので特に支障は無いと思われます。以上です。

議長 はい、わかりました。すいません、2番三木さん、お願ひします。

委員(12番) 資料の8-1の地図をご覧ください。航空写真で甫喜ヶ峰の風車の発電が写っていると思いますけど、その少し南の方ですね。もう周りは山林で、自分も現地へ見に行つたわけではありませんが、■■さん本人もここがそうとはよう言わんっていうような場所ですので、問題は無いと思います。

議長 はい、わかりました。すいません、3番、西岡委員、すいません。

委員(10番) はい、それでは資料の9番をお願いします。場所は山田スタジアムの南になります。航空写真を見てもらつたらいいですが、周囲は大体住宅が多いです。それで息子さんの話によると昭和55年頃からすでに住宅を建設されて、そのまま現在に至つてのようです。市街化区域ですので特に問題は無いと思います。

議長 はい、続いて4番、森安委員、すいません、お願ひします。

委員(7番) 資料10-1、10-2を見ていただいたらわかると、これ、野菜じゃなしにヒノキです。スギ、ヒノキです。50年は経つますがね。これも言ったように境も割合分かりにくうて、立ちおうて一緒に即帰りました。それと10-1の下段の423の隣にちょっと広いところがありますが、これ林道を平成9年から抜いておりましていわゆる土俵場の広場です。もう標高は500からある山の中でもう農地の見込みはありません。

議長 以上補足説明が終わりましたので、ただ今より、質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

ごめん、この7-1の資料、上の住宅地図と下の航空写真と見ると下の①の場所的に何かこう三角にかけちゅうけんど、上の住宅地図を見ると真っ直ぐにこう③から①の方向いで、切口が上がっちゅうけんど、こんなこともあるわけか。

事務局 住宅地図の方は真っ直ぐなってますけど、現地の方はこういうふうな形で切れてまして、たぶん住宅地図の方がおかしいというとあれですけど、現地に沿つてないと思います。

議長 こんなこともありえるっていうことよね。そういうふうに判断せなかいかん

ね。
他に何かありませんかね。

——質 疑 な し——

議 長 格段無ければ、議案第2号につきまして採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異 議 な し——

議 長 はい、それでは議案第2号、非農地証明願いにつきまして原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全 員 挙 手——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
引き続きまして、議案第3号、農地法第18条第6項解約通知報告についての説明をお願いします。

事 務 局 報告第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。
1番、申請地は土佐山田町山田島字スナハシリ124番1、地目は田、面積は2,395 m²の内2,000 m²、外1筆、計2筆で合計面積5,000 m²、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日は令和3年12月21日、引渡日は令和3年12月31日、解約理由は栽培が難しくなった為です。

2番、申請地は土佐山田町久次字前田636番、地目は田、面積は3,974 m²、外3筆、計4筆で合計面積7,572 m²、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日は令和3年12月23日、引渡日は令和3年12月31日、解約理由は栽培不可の為です。

3番、申請地は土佐山田町岩積字中スカ193番1、地目は田、面積は1,051 m²、外8筆、計9筆で合計面積8,575 m²、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日は令和3年12月27日、引渡日は令和3年12月31日、解約理由は、借り手変更です。以上です。

議 長 はい、議案第3号につきまして説明がありましたので、ただ今より、質疑を行いたいと思いますので、何かご質問があれば挙手をお願いします。
すいません、1番、2番について解約の事由についてはですね、栽培が難しくなった、栽培不可のためとありますけど、これ病気とかなったか。

事 務 局 そうです。

議 長 病気、わかりました。■さんくやね、これ。病気が出ても稻作ったりしてくれるという話も聞いちゃうけど、そのところがうまいこといかざつたがか。長い間借りてくれるっていう話聞いたよったけんね。生姜は病気が出ると全滅になりますので、病気が出たところが、別のところへ作りたいという気持ちはよくわかりますので致し方ないかと。

何かご質問はありませんかね。

——質 疑 な し——

議 長 格段無いようでしたらですね、議案第3号 農地法第18条第6項解約通知報告ですので報告のみとさせていただきますのでよろしくお願い致します。

それでは議案第4号、使用貸借返還通知報告についての説明をお願いします。

事務局

報告第4号 使用貸借終了農地返還通知について説明致します。

1番、申請地は土佐山田町宮ノ口字東野地448番、地目は田、農振区分は農用地、面積は991m²、外5筆、計6筆で合計面積3,349m²、貸人及び借入は議案書のとおり、解約日・引き渡日は令和3年12月17日、解約理由は借入からの申出があつたためです。

2番、申請地は香北町朴ノ木字中城1040番1、地目は田、農振区分は農用地、面積は882m²、貸人及び借入は議案書のとおり、解約日・引き渡日は令和3年12月31日、解約理由は条件不利地であるためです。以上です。

議長

はい、議案第4号、使用貸借返還通知報告についてですが、皆さん方からご質問を受けたいと思いますが、何かありませんかね。

――質疑なし――

議長

格段無いようですので、この件につきましてもですね、報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。

続きまして議案第5号、農地法第5条の規定による届出についての報告ですが、説明をお願いします。

事務局

報告第5号 農地法第5条届出報告についてご説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字カラ珊瑚リ326番16、地目は田、面積は53m²、外1筆、計2筆、合計面積73m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は一般住宅用地木造2階建て、資料は11で調査員は事務局川村です。以上です。

議長

はい、議案第5号につきまして説明が終わりました。皆さん方よりご質問があれば受けたいと思いますが、何かご質問ありませんかね。

――質疑なし――

議長

この件も報告案件ですので格段質問が無ければですね、報告のみとさせていただきたいと思います。よろしくお願ひを致します。

それでは続きまして議案第6号香美市農用地利用集積計画についての説明ですが、説明をお願いします。

事務局

議案第6号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

まずは、農業公社による貸し付けです。

申請番号1番、土佐山田町松本の農地、1,266m²を[■]の[■]さんから公社が一旦借り入れ、その後、[■]の[■]さんに貸し付ける予定です。貸借権で、期間は5年の予定です。

2番、香北町垂生野の農地、354m²を[■]の[■]さんから公社が借り入れ、その後、[■]の[■]に貸し付ける予定です。貸借権で、期間は5年です。

3番からは通常の貸借権になります。3番、再設定になります。土佐山田町の農地、2,000m²を[■]の[■]さんが借り受け、青ネギを栽培する予定です。賃貸借権で期間は5年です。

4番、新規設定です。土佐山田町の農地6筆、合計2,532m²を[■]の[■]さんが借り受け、水稻を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

5番、新規設定です。土佐山田町宮ノ口の農地6筆、合計3,349m²を、■■■■■の■■■■■さんが借り受け、水稲を栽培します。こちらは使用貸借権で期間は5年です。

6番も新規設定、土佐山田町山田の農地、1,129m²を、■■■■■さんが借り受け、生姜を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

7番も新規設定になります。土佐山田町山田の農地5筆、合計3,700m²を、6番と同じ■■■■■さんが借り受け、生姜とソルゴーを栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

8番も新規設定、土佐山田町町田の農地、700m²を、6番、7番と同じく■■■■■さんが借り受け、生姜を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

9番、新規設定です。土佐山田町植の農地4筆、合計8,529m²を、6番から8番までと同じ、■■■■■さんが借り受け、生姜を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

10番は新規設定です。土佐山田町山田の農地、852m²を■■■■■の■■■■■さんが借り受け、生姜か野菜を栽培します。賃貸借で期間は4年9ヶ月です。

11番、再設定です。土佐山田町の農地3筆、合計7,505m²を■■■■■の■■■■■委員さんが借り受け、水稲を栽培します。賃貸借で期間は3年です。

12番いきます。新規設定になります。香北町蘿生野の農地2筆、合計2,829m²を■■■■■の■■■■■が借り受け、野菜を栽培します。賃貸借で期間は5年です。以上です。

議長 はい、以上説明が終わりました。関係をする■■■■■委員さんがおいでますので、11番の案件のみ先に採決をしたいと思いますのでよろしくお願ひを致します。

——■■■■■委員退席——

議長 それでは、■■■■■委員、退席をされましたので11番についてですね、皆さん方より、ご質問を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

——質疑なし——

議長 格段無いようですので11番の案件につきまして採決を行いたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

——■■■■■委員入席——

議長 ■■■■■委員、承認を受けましたので、またよろしくお願ひします。

委員(■番) 有難うございます。

議長 それでは引き続きまして議案第6号、全体的にについてですね、質疑を行いたいと思います。何かご質問はありませんか。

——質疑なし——

議長 書類上を見ますと格段問題無いように思いますので、議案第6号につきまして採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

-----異議なし-----

議長　　はい、それでは議案第6号、香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

議長　　はい、全員賛成です。有難うございました。
それでは議案第7号でその他の件となっておりますので、事務局の方からお願いをしたいと思いますし、また今日は最適化推進さんとの意見交換会ありませんのでこれが最後になりますので、また皆さんご質問があればですね、出していただきたいと思いますのでよろしくお願いをします。

事務局　　事務連絡になりますが、人・農地プランの座談会が2月、3月に予定されておりましたが、皆さんに個々に通知があるかと思いますが、コロナの関係で中止となりました。策定自体は人が集まらない状態であっても皆さんからの意見を取ることで、策定したと見なすというふうな県、国の意向も伝えられておりますので、皆さんに中止になりましたという通知とともにアンケート用紙が入っていると思います。返信用の封筒も同封されているはずですので、そちらをお答えいただくことで人・農地プランの作成を順次進めていくという担当の方の事務処理になるかと思います。通知がいきましたら、アンケートを答えていただいて返信を封筒に入れていただいて投函していただきたいと思いますのでご協力よろしくお願いします。

それから先だっての会で新聞を、農業新聞の申し込みをと会長の方からお声がけいただいたことで何人かの委員さんからお申し込みいただきました。有難うございます。来月、3月を持ちまして代われる委員さんもおられるかもしれません、引き続き、農業新聞、大変役にたつこともありますので、委員さん、引いたからといって、すぐ農業新聞を止められるのではなく、引き続きご購読をよろしくお願いします。

議長　　事務局からはですね、以上のような件ですが、皆さん方から何かご質問なり、ご意見なりあれば受けたいと思いますが、格段ありませんかね。

格段無いようですので、私の方からひとつ香北ですね、農地を転用というか、駐車場にするというふうなことがあってですね、指導を香北の農業委員さん、事務局の方からもですね指導をいただいてですね、現状復帰といいますか、そういうような形に直してもらいました。そんなことがあっておりますので、地元の委員さんもなかなか近所の人であったりした時に言いにくいというふうなこともあろうかと思いますので、そのところはですね、事務局の方とまた連携を取りながらですね、違法に埋め立てをしたりとかいうふうなことがあつたらですね、連絡をしていただいて、早期に改善をするようにしていきたいと思います。耕作放棄地もどんどん出てきておりますし、それをなかなか指導して元へ戻せというふうなことになってもなかなか出来んところもありますけれども、利用目的があつて駐車場にするとかいうふうなことになりますとやってる人が分かっておりますので、その人は是非、是正をしてもらわなかいいませんので、早い日に連絡をしていただいてですね、長くなればなるほど、なかなか解決の方法が難しいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。

皆さん方他にありませんかね、何か。

-----質疑なし-----

議長 格段無ければですね、今日は時間的にも早いわけですが、あまり密にならないように短時間に済ませたいというふうに思つてましたので、有難うございました。今日は本日、終わりたいと思います。なお、次回は3月の3日。香北基幹集落センターの2階で行いますのでよろしくお願いを致します。
どうもお疲れまでした。有難うございました。

閉会（14時01分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原一^(印)

署名人 上島陽子^(印)

署名人 三谷富重^(印)